

平成22年第355回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成22年3月23日(火曜日)午後 1時30分開議

- 日程第 1 議案第14号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更について
- 日程第 2 議案第7号・第12号・第16号
陳情第4号
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第4号・第5号・第11号・第15号
請願第1号
審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第8号・第9号・第10号・第13号
陳情第1号・第2号・第3号
審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第17号・第26号・第27号・第28号・第29号・第30号・第31号・第32号・第33号
審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第18号・第19号・第20号・第21号・第22号・第23号・第24号・第25号
審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 7 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 選任第2号 議会運営委員回委員の選任について
- 日程第 9 選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君
11番	諸	根	重	男	君	12番	遠	藤		守	君

13番 根本 信雄 君 14番 吉田 伸 君
15番 栗崎 千代松 君 16番 柏村 栄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野崎 吉郎 君 副町長 渡邊 正樹 君
教育長 栗林 正樹 君 企画経営課長 圓谷 誠 君
総務課長 会田 光一 君 税務課長 小林 伸幸 君
町民生活課長 円谷 一雄 君 保健福祉課長 深谷 昌利 君
産業振興課長
兼農業委員会
事務局長 須藤 源太 君 都市建設課長 藤田 豊 君
上下水道課長 堀 勇次 君 会計管理者
兼出納室長 小針 茂 君
教育次長兼
学校教育課長 坂路 寿紀 君 生涯学習課長 水戸 光男 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 内藤 正昭 主幹兼
局長補佐 水戸 邦夫
兼次長

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（柏村 栄君） ここで暫時休議をいたしまして、永沼義和議員のほうからお礼の言葉ということでありますので、永沼義和議員に登壇をしていただきたいと思います。

（午後 1時30分）

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

日程に入ります。

（午後 1時31分）

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第1、議案第14号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてを議題といたします。

本案の提案理由については、既に説明を受けておりますので、これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第14号 第5次矢吹町まちづくり総合計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議事日程の報告

○議長（柏村 栄君） 続きまして、去る3月15日の本会議において各常任委員会、第1・第2予算特別委員会

に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第7号、議案第12号、議案第16号、陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第2、議案第7号、第12号、第16号、陳情第4号を一括議題といたします。

本案に関し総務常任委員会委員長の報告を求めます。

7番、大木義正君。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 皆さん、こんにちは。

総務常任委員会審査結果を報告いたします。

第355回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1番から7番までは記載のとおりでございます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第7号、第12号、第16号、陳情第4号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第7号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本案は、社会保険など被用者保険に加入していた方の後期高齢者医療制度への移行によって、その被扶養者であった方が国民健康保険に加入した場合における国民健康保険税の減免措置について、期間の制限を撤廃し、当分の間継続するため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例。

本案は、昨年の10月にあった福島県人事委員会の勧告を受け、職員の勤務時間の短縮や持ち家による住居手当の廃止、また労働基準法の改正に伴う一定時間を超えた場合における超過勤務手当の支給割合の変更、そして超過勤務手当の支給にかわる代休時間を創設するため、関係する条例について、それぞれ所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 白河地方土地開発公社定款の一部変更について。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、平成21年度決算から土地開発公社経理基準要綱の改正事項が適用されるため、白河地方土地開発公社定款の所要変更について、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、議会議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第4号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書。

本件は、国の関係機関に、配偶者や家族従業員の「働き分」を事業者の控除としてではなく、必要経費として算出するよう所得税法第56条の廃止について意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第7号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号 白河地方土地開発公社定款の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第4号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書を採決いたします。

お諮りいたします。この陳情書に対する委員長報告は採択であります。

陳情第4号を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は採択と決しました。

◎議案第4号、議案第5号、議案第11号、議案第15号、請願第1号の委員長報告、質疑、

討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより議案第4号、第5号、第11号、第15号、請願第1号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 文教厚生常任委員会から審査結果を報告いたします。

第355回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から7番まではご案内のとおりですので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第4号、第5号、第11号、第15号、請願第1号の審査結果は次のとおりであります。

議案第4号 矢吹町保育所条例の一部を改正する条例。

本案は、幼稚園、保育園に関する基本方針に基づき、平成22年度から町立ひかり保育園の運営を民営化に移行することから、所要の改正をするものであります。

討論に入り、藤井委員から、一般質問でもただしたとおり、保育行政は行政機関が担うべきものであり、行財政改革の被害者であってはならないこと、青山委員からは、民営化に伴う多様な保育ニーズと言うが、単純に保育時間の延長しかないことや、受け入れ団体についても住民から十分な信任が得られたものなのかなど、それぞれ本案に反対する意見があり、一方で吉田委員からは、本委員会委員各位からの質疑を十分に認識していただきたいことを前置きに、執行部説明のとおり、財政再建並びに民営化方針に基づいた諸手続のもとに進められてきたものなので賛成する旨の意見があり、挙手採決の結果、賛成少数により、議案第4号は否決すべきものと決しました。

議案第5号 矢吹町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、福島県重度心身障害者支援事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、当該医療費の給付対象となる重度心身障害の項目に、肝臓機能障害を新たに追加することなどから所要の改正をするものであり、審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 矢吹町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、近年による生活環境の変化や、核家族化から欠員する消防団員の確保が容易でなく、また常備消防の充実も考慮して、現行団員の職別定員数を減員するため、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 財産の譲与について。

本案は、公立ひかり保育園の運営を委託から民営化に移行するため、保育園の管理運営を継承するよう、建物及び附属する設備、備品等を矢吹町社会福祉協議会に無償で譲渡するものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

審査に入り、議案第4号との関連する議案であることから、質疑、討論を省略の上、直ちに採決を諮り、挙手採決の結果、賛成少数により、議案第15号は否決すべきものと決しました。

請願第1号 後期高齢者医療制度の即時廃止を政府に求める請願書。

本件は、国の関係機関に、新制度ができるまでと延長すれば廃止が困難になることから、後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

15番。

〔15番 栗崎千代松君登壇〕

○15番（栗崎千代松君） 議案第15号、財産の無償譲渡について、賛成の立場で討論をいたします。

本町では、近年の核家族化の進行や夫婦共働き世帯の増加などによって多様化する保育ニーズに対応し、保育サービスをより一層充実するために、民間保育園の持つ機能性や柔軟性を生かした多様な保育サービスの調査、検討が進められてきました。その一つとして実施してきました、平成20年度から2年間の委託による社会福祉協議会のひかり保育園の管理運営は、良好に行われ、保護者及び関係者の評価も高く、保護者のニーズに沿った事業を展開し、柔軟かつ効果的な運営がなされてきております。

そのような経過を経て、矢吹町社会福祉協議会が継続してひかり保育園を運営することによって、本町の総合的な保育サービスをより一層拡充することが期待されることから、園の管理運営を継承するよう、建物と附属する設備及び備品を譲渡しようとするものであり、本案に賛成するものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

5番、藤井精七君。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 議案第4号 矢吹町保育所条例の一部を改正する条例、議案第15号 財産の譲与について、反対の立場で討論いたします。

保育所は、児童福祉法第1条の2項にある、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに、児童を心身ともに穏やか育成する責任を負うということに基づき、子供は親の子であると同時に、社会的存在でもあります。保育や養育も親が勝手気ままに決めればよいというものではありません。公共の役割があります。その立場から、児童福祉法は市町村の保育実施義務を定めています。これを民営化することは、基本的に地方公共団体の責任放棄につながるものです。

保育の質は、その子供たちを保育する人、一人一人に愛情を持って接する保育士がいて、どんな条件の家庭の子も同じように生活し、成長の土台となる豊かな感情や健康な身体を伸ばしていく、そういうことができる。そうしたことで親は安心して外に働きに出られます。

その責任ある姿が町立の保育園です。完全民営化は、町が責任を持って大切な子供たちを保育していく責任を投げってしまうこととなります。残念なことです。今度、責任を負う社会福祉協議会、小さな役場、大きな社会福祉協議会という声も聞こえます。この声は、町政を賛辞した、褒めたたえた声には私には聞き取れません。

そうした声を打ち消すためにも、議案第4号、議案15号に反対をするものです。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

11番。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 議案第4号 矢吹町保育所条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論します。

ひかり保育園は、昭和26年に矢吹保育所として開設以降、改称、移転し、施設設備の充実を図り、平成15年にはひかり保育園に改称して現在に至り、これまで半世紀を超える長きにわたって本町の児童福祉施設の中核として多くの子供たちの保育と保護者の就労支援を担ってまいりました。

本町では、近年の多様化する保育については、保育サービスをより一層拡充し、民間保育園の持つ機能性や柔軟性を生かした多様な保育サービスを提供する必要があるとして、第5次矢吹町まちづくり総合計画、幼稚園、保育園に関する基本方針において、町立保育園の管理運営業務の民営化が位置づけられました。

本案は、これらの年次計画に基づき、ひかり保育園を平成22年度から民営にすることに伴い、関係条文の改正を行うものであることから、本案に賛成するものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第4号 矢吹町保育所条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は否決であります。

本案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号 矢吹町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号 矢吹町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号 財産の譲与についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は否決であります。

本案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これより請願第1号 後期高齢者医療制度の即時廃止を政府に求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。この請願に対する委員長報告は採択であります。

請願第1号を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択と決しました。

◎議案第8号～議案第10号、議案第13号、陳情第1号～陳情第3号の委員長報告、質疑、
討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより議案第8号、第9号、議案第10号、第13号並びに陳情第1号、第2号、第3号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 第355回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の7番まではごらんとおりでございますので、省略させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第8号、第9号、第10号、第13号、陳情第1号、第2号、第3号の審査結果

は、次のとおりであります。

議案第8号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例。

本案は、農業集落排水処理区域内の供用開始以後における排水設備の設置推進に係る指導手続等の整備から、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例。

本案も、公共下水道への接続指導がより実効性のあるものとするため、その指導手続等の整備によるもの、また、月の中途における使用、休止に係る下水道基本料金の軽減から、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

本案は、月の中途における使用または休止における水道基本料金の軽減から、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 矢吹町定住化促進住宅の設置等に関する条例。

本案は、さきの独立行政法人雇用・能力開発機構との譲渡契約により取得する雇用促進住宅矢吹南宿舎2棟について、平成22年4月1日から定住化促進住宅として賃貸を開始することから、当該施設の設置及び管理運営について必要な事項を定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書提出の陳情について。

本件は、国の関係機関に、雇用と住居を失った方々への総合支援策の迅速かつ積極的な取り組みと、急増する生活保護受給者に対する保護制度の円滑な実施について意見書の提出を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

本件は、国県の関係機関に、福島県の最低賃金を一般の労働者の賃金水準、産業、経済実勢に見合った水準への賃金引き上げと、その早期発効について意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

陳情第3号 町道牡丹平上宮崎線道路整備に関する陳情。

本件は、西原地区と須乗地区を結ぶ町道牡丹平上宮崎線の早急な舗装整備による陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第13号 矢吹町定住化促進住宅の設置等に関する条例に、反対の立場で討論を行います。

私は、これまで全員協議会に提案して、一般質問などでも、雇用促進住宅を購入して町営住宅にしてはどうかということを取り上げてきたところであります。

なぜかということです。一つには、倒産、リストラ、そしてまた派遣という方々もたくさんおります。そして、100年に一度の不況のもとで、高い民間アパートでは生活が成り立たないし、低家賃でないと入れない。そのためには町の町営住宅が必要であります。町営住宅待機者、現在も11人います。申し込んでも入れない方々への町長答弁は、本気で取り組みます。しかし入れない。

そのはずです。現在、町の住宅戸数は297戸、入居戸数は250戸、差し引き47戸空き家になりますが、残念ながら取り壊す住宅ということで、あいていても入れません。取り壊す住宅は128戸、壊さない住宅は122戸ですから、ここがあかないといつまでたっても入れません。いつ入れるかわからないことであります。

そして、町の住宅状況を知りながら、待機者がいるのにもかかわらず、雇用促進住宅を定住化促進住宅として、町の町営住宅としないことは、本気で取り組んでいないということではないでしょうか。第5次矢吹町まちづくり総合計画では、公営住宅のあり方について検討します。民間のアパートなどを公営住宅として借り上げる方法など検討します。検討しますではなく、この4月からの定住化促進住宅と同時スタートで、民間のアパートを町が借り上げ、町営住宅にするならわかります。しかし、いつまでも検討しますでは、いつまでたっても入れません。

私が提案しているように、定住化促進住宅ではなく町の公営住宅にする。あるいは定住化促進住宅。譲っても町は入居率80%に見ているわけですから、残りの20%をそれでは町営住宅にする。こうなれば、私は一石三鳥ではないかと思います。町民の切実な要望にこたえてこそ、町長の選挙公約である町民の小さな負担、大きな喜び、内に厳しく外に優しい元気なまちづくりになるのではないのでしょうか。

このような町民の要望にこたえていない議案第13号には、私は町民の暮らしを守る立場から、反対をいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

3番、鈴木隆司君。

〔3番 鈴木隆司君登壇〕

○3番（鈴木隆司君） 議案第13号 矢吹町定住化促進住宅の設置等に関する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

本案は、定住化促進住宅の設置により、矢吹町の人口増加及び人口流出の抑制につながることとなり、活力ある地域づくりに寄与することが大変期待されております。

今回提案されました議案内容につきまして、定住化促進住宅の場所や入居条件、家賃等を示す条例であり、入居開始に向けた大切な手続であります。一部分を町営住宅にすべきという意見もございますが、この住宅は

町の人口をふやそう、定住化してくれる人々を受け入れようということが大きな目的であります。

その目的達成のためにも本案に賛成すべきと私は思います。

皆様の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第8号 矢吹町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号 矢吹町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号 矢吹町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号 矢吹町定住化促進住宅の設置等に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第1号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書提出の陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択であります。

陳情第1号を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

これより陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は採択と決しました。

これより陳情第3号 町道牡丹平上宮崎線道路整備に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は採択と決しました。

◎議案第17号、議案第26号～議案第33号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより議案第17号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、議案第31号、第32号、第33号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1 予算特別委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、第1 予算特別委員会の審査結果を報告させていただきます。

報告書の1番から7番までは記載のとおりですので、ご一読をお願いし、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第17号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号の審査結果は、次のとおりです。

議案第17号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ6億9,937万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億7,620万4,000円とし、あわせて繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、町税、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金などを増額し、自動車取得税交付金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入、町債などをそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、民生費、土木費、消防費などをそれぞれ増額し、衛生費、教育費、公債費などをそれぞれ減額するものであります。

繰越明許費の補正については、地域情報通信基盤整備事業、子ども手当事業、ふるさと農道及び一般道路による地方道路整備事業、防災情報通信設備事業、小学校及び中学校教材備品整備事業や、このたび国の2次補正のもとに創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金による数々のインフラ整備事業についてもそれぞれ繰越明許費として翌年度に繰り越すもので、小学校施設改修事業及び矢吹中学校改築事業については、それぞれ翌年度に繰り越しすべき事業費を変更するものであります。

債務負担行為の補正では、矢吹町健康センター指定管理料の限度額を増額するものであります。

地方債の補正では、経営体育成基盤整備事業債、学校教育施設等整備事業債（小学校）、学校教育施設等整備事業債（幼稚園）の限度額をそれぞれ増額し、補正予算債、学校教育施設等整備事業債（中学校）、農業施設災害復旧事業債の限度額をそれぞれ減額するものであります。

討論に入り、藤井委員から、健康センターによる指定管理者の導入時から指摘をしてきたが、このたびの補正予算は指定管理による受託者の弱点を浮き彫りにしたものであり、受託者の休業補償にかかわる賃金まで補てんするなど問題視すべき内容があることから本案に反対する意見があり、一方で栗崎委員から、諸所課題もあり100%完璧とは言えないが、厳しい財政事情の中、行政サービス向上への誠意が至るところに反映された補正予算であることから本案に賛成する旨の討論があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 平成22年度矢吹町国民健康保険特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,150万9,000円とし、あわせて一時借入金の限度額及び歳出予算の流用を定めるものであります。

平成21年度当初予算と比較して、1.0%の減となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 平成22年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,809万4,000円とし、あわせて債務負担行為、地方債及び一時借入金限度額を定めるものであります。

繰上償還計画の終了などから、平成21年度当初予算と比較して、30.6%の減額となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 平成22年度矢吹町土地造成事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,747万9,000円とし、あわせて一時借入金の限度額を定めるものであります。

平成21年度当初予算と比較して564万9,000円の増額となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号 平成22年度矢吹町老人保健特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15万8,000円とするものであります。

なお、後期高齢者医療特別会計への移行最終精算によるもので、平成21年度当初予算と比較して、96万円の減額となったものです。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 平成22年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,601万8,000円とし、あわせて地方債及び一時借入金の限度額を定めるものであります。

平成21年度当初予算と比較して、9.4%の減となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成22年度矢吹町介護保険特別会計予算

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,066万7,000円とし、あわせて一時借入金の限度額、歳出予算の流用を定めるものであります。

なお、第4期介護保険事業計画による第2年度予算であり、平成21年度当初予算と比較して12.4%の増となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号 平成22年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,044万3,000円とし、あわせて一時借入金の限度額について定めるものであります。

平成21年度当初予算と比較して、7.3%の減となっております。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号 平成22年度矢吹町水道事業会計予算。

本案は、収益的収入予算の総額を4億6,106万7,000円とし、収益的支出予算の総額を4億9,192万8,000円とするものであります。

平成21年度当初予算と比較して、収益的収入では1.8%の増、収益的支出では1.3%の減であります。

資本的収支予算については、収入が3,154万7,000円に対し、支出では1億7,059万7,000円とするものであります。差し引き不足する額については、当年度消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

また、企業債、一時借入金の限度額、議会の議決を要する流用経費、棚卸資産の購入限度額についてもあわせて定めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

皆様のご審議、よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

5番、藤井精七君。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 議案第17号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）に、反対の立場で討論いたします。

健康センターの指定管理者、これは選定地、健康センターを運営していく上での考え、思い、姿勢が評価され、委託料が相手方より高かったにもかかわらず選定されたと思います。債務負担行為の22年度から23年度の876万円余りの増額の補正、また休業補償、これは、町に頼めば何とかなる、そのようにも思われます。

指定管理者に選定された以上、人の出入りの激しい施設です。常に目を配り、気を配り、そしてこの健康センターの施設をいつまでも長くもたせる、そういう思いが大切だと思います。

しかし、健康センターも20年近くになります。何らかのトラブルで施設の休止という場合も想定しなければ、運営上やっつけなければなりません。1,599万円の改修工事、決して小さな工事ではないと思います。そうした改修工事のために1カ月間の休業。このような補てんをしては、町がどんどん経費がかさむと思います。経費の削減が民間委託の最大の理由、そういう指定管理者の導入でしたが、この理由がこれでは成り立ちません。1カ月の休業によって、今後利用者が減少していく、そういうことも予想されます。

町で運営している場合は町民の方々もある程度納得する、そういう気持ちもありますが、指定管理者という立場上、町民の声も強く、この運営の仕方に問題があるのではないかと、そんな声も上がると思います。こうした今までの指定管理者への町の対応は、先々のことを考えますと町の負担がふえていくのではないかと、そうした不安もあります。よって、議案17号に私は反対するものです。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議案第17号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算に、賛成の立場で討論させていただきます。

補正予算に対しましてさまざまな意見があるとは思いますが、財政難のもと、町執行部でもいろいろ工夫をされております。今回の補正予算については、国の緊急経済対策により盛り込まれたスクール・ニューディール構想により、幼稚園、小学校の耐震化や中学校改築事業の国庫補助金、また臨時交付金について増額が見込まれ、町の財政負担が大きく軽減されることや、起債についても同様に借入金大幅に減額されることから、最小限の財政負担で教育環境を整備することができることは多くの町民が待ち望んでいたことであり、評価することができるものであります。

また、国の平成21年度補正予算である経済対策事業である地域活性化・きめ細かな臨時交付金についても、小規模な修繕等の実施により、地元中小企業並びに零細事業者の受注に努め積極的に地域活性化に取り組むことは、地域経済に潤いと活気をもたらすことから、本案に賛成するものであります。

皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ないようですので、討論はなしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第17号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号 平成22年度矢吹町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号 平成22年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号 平成22年度矢吹町土地造成事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号 平成22年度矢吹町老人保健特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これより議案第30号 平成22年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号 平成22年度矢吹町介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

これより議案第32号 平成22年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これより議案第33号 平成22年度矢吹町水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号～議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより議案第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第2 予算特別委員長、4 番、鈴木一夫君。

〔4 番 鈴木一夫君登壇〕

○4 番（鈴木一夫君） 第2 予算特別委員会審査結果報告書。

第355回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1 番から7 番までは割愛をさせていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第18号、第19号、第20号、第21号、第22号、第23号、第24号、第25号の審査結果は、次のとおりです。

議案第18号 平成21年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1億3,397万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億9,104万円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金及び諸収入を増額し、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金、共同事業交付金などをそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、諸支出金を増額し、保険給付費、老人保健拠出金、共同事業拠出金、保健事業費などをそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第19号 平成21年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ83万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,181万3,000円とし、あわせて地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、分担金及び負担金、繰入金を増額し、町債などを減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を増額し、事業費を減額するものであります。

地方債の補正では、公共下水道事業債及び流域下水道事業債の限度額をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号 平成21年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ100万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,263万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、医療諸費などを減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 平成21年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ56万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,546万4,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、分担金を減額し、繰入金を増額するものであります。

歳出の主な内容は、維持管理費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 平成21年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,870万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,002万3,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金などを減額し、保険料、支払基金交付金、県支出金、繰入金をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、地域支援事業費などを減額し、保険給付費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 平成21年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ106万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,869万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料を増額し、繰入金、諸収入などを、それぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、総務費、諸支出金を減額するものであります。審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 平成21年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の収益的収支予定額のうち、収益的収入予定額から276万4,000円を減額の上、収益的収入総額を4億5,073万2,000円とし、収益的支出予定額には10万2,000円を増額し、収益的支出総額を4億8,807万7,000円とするものであります。

収益的収入の主な内容は、営業収益及び営業外収益を減額するものであります。

収益的支出の主な内容は、営業費用を増額するものであります。

また、資本的収支補正予算では、既定の資本的収支予定額のうち、資本的収入予定額に106万1,000円を増額の上、収入総額を7,731万8,000円とし、資本的支出予定額から240万6,000円を減額し、支出総額を2億1,985万4,000円とするものであります。

資本的収入の主な内容は、負担金を増額するものであります。

資本的支出の主な内容は、設計委託料の精算に伴う建設改良費を減額するものであります。あわせて、議会の議決を要する流用経費額について補正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 平成22年度矢吹町一般会計予算。

本案は、歳入歳出予算の総額を59億6,900万円とし、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金の限度額及び歳出予算の流用を定めるものであります。

平成21年度当初予算額と比較して、7.5%の増となっております。

討論に入り、棚木委員から、平成22年度当初予算の編成に当たっては、子ども手当や小学校卒業までの医療費無料化、矢吹中学校の改築、耐震化による小学校改修事業など町民からも評価される面もあるが、代表権、ひかり保育園の無償譲渡や町から受託する事業が膨大化するにもかかわらず、継続した補助金の支出など社会福祉協議会にかかわる問題、そして健康センターの指定管理業務にかかわる過去の入札、消費税、契約期間、料金値上げや、このたびの収入減に伴う差額請求、浴室補修による休業補償など、町民の目線から見た場合には、悲観されるものがある。また、定住化促進住宅においては、町営住宅の入居待機者への対応措置が講じられないものであり、町民の暮らしを守る立場から本案に反対する旨の意見があり、一方で遠藤委員からは、町の財政再建3カ年計画が目標とした平成21年度後半には、早くも再建目標額以上の効果額を達成し、この厳しい財政状況の中、積極的な財政方策に取り組みながら矢吹中学校改築に着手するなど、平成22年度予算編成にあっても、昨年に比べて政策的経費が伸びており、まさに町民の暮らしと生活を確実に実現してくれる予算であることから本案に賛成する旨の討論があり、挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

ご審議、よろしくお願ひいたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第25号 平成22年度矢吹町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

平成22年度矢吹町の一般会計当初予算は59億6,900万円で、前年度予算と比較しますと1億1,500万円の増であります。

事業内容を見ますと、子ども手当や、子供の医療費の小学校を卒業するまでの無料化、そして矢吹中の改築事業や小学校施設改修事業、こういったものは評価されると思いますが、しかし野崎町長が会長を兼務している福祉協議会への町からの委託問題は大きな問題であります。

平成21年度福祉協議会予算で町からの委託金1億2,504万8,000円は45.2%にもなります。町の受託事業は、地域包括支援センター、ひかり保育園の業務委託、保健センター管理などであります。これまでも指摘しているにもかかわらず一向に改善されないばかりか、ひかり保育園の完全な民間委託を初め、ひかり保育園の建物の無償譲渡や、20年間もの土地の無償貸与など、私は認めるわけにはまいりません。

その上、福祉協議会の20年度の決算を見ても、2億9,755万4,000円もの事業をやっているわけですから、町から補助金をもらわなくても立派にやっつけられるわけでありまして。それを、新年度も200万円を予算化していることも問題であります。検証しなければなりません。

ひかり保育園は、これまで先人の方々が営々と築いてきた町の貴重な施設であり、町民の財産であります。そのひかり保育園を、町民に一言もなく、いとも簡単に福祉協議会にやることは、町長といえども問題であります。福祉協議会への民間委託を初め財産の無償譲渡、無償貸与は即刻やめるべきであります。そのことは、議会文教厚生常任委員会の会期外付託案件の委員長報告でも、なぜ公立でなく民営化、民間運営がよいのでしょうか。現有施設を活用した公立運営も視野に入れて検討されてはどうでしょうかと、ここまで委員の方々は言っているのですから、保育園、幼稚園、学校教育については、町が責任を持って運営していくことが地方自治体本来の姿であります。文教常任委員会で、議案第4号、第15号は否決されていることを見ても明らかであります。議案第4号、第15号は即刻取り下げのべきであります。

また、不況の中で、低家賃でないと入居できない、そのために公営の住宅が必要なわけでありまして。我が町の町営住宅は老朽化しているため、申し込んでもすぐに入れない。待機者がたくさんいるのを知りながら、町民の切実な要望にこたえない。雇用促進住宅を町営住宅にしないで、一方的に定住促進住宅にすることも問題であります。

そしてまた、民間委託にするとときから問題のあった健康センターの問題であります。その後も消費税や使用料の値上げ、契約期間の問題など次々出てきたわけであります。また、ここに来て、施設相互利用による収入差額の問題や、浴室改修による従業員の休業補償など、納得できるものではありません。町民の目線から見ても、一体町は何をやっているんだ。町政の監視役としての議員は何をやっているんだと言われてしまいます。

また、このことについては、私どもの新年度の予算要望で、民間活動団体との協働に関連しての要望で指摘しているわけでありますが、我が町の場合、経費の節減にのみ注目する町と企業と、利益に視点を置く団体が安易に結節したにすぎず、町民の利益、利便、合意が重視されていないことでもあります。必要性については、町民の利益の向上の観点から、一般論でなく、その実態を分析し、広く町民の同意を前提とすべきであります。

また、協働のパートナーについて、現状では専門性、先駆性、継続性、教育性を持つ活動団体は未成熟で多くの問題を露呈していることは、このことを見ても明らかではないでしょうか。

その内容、領域から見ても、現行の委託、指定管理者は教育、文化、福祉、健康の領域でいずれも地方自治体にとっては行政の主體的、中心的業務であり、町民にとっては長年の要望が結実した施設であります。これらの管理委託は行政主体の放棄であり、軽視であります。

よって、現行の委託業務については、全面的に詳細に点検、評価し、期を設定し見直しを図ること、機械的継続はしないこと、新たな委託はしないことでもあります。もちろん、ひかり保育園の委託を含むことについてもであります。今後、評価については、町民を主体に構成される評価委員会、仮称でありますけれども、こういったものを構成し、公平性、公正性、透明性を確保しつつ評価して、フィードバックすることが必須条件であることは当然であります。

また、施政方針の中で、人事考課制度の本格的導入で職員の資質向上と、少数精鋭型の組織と町民に信頼される役場組織を目指しますとありますが、小泉構造改革路線が国民の審判が下って、自公政権が退場したわけであります。そして政権交代がなった今、人事考課制度については廃止している官庁や企業がふえています。

そもそも職員の人事考課制度は、職員の協力、協働の精神を欠落させ、職員の労働意欲をそぎ、職員を二極化させ、対町民にも異様に映り、温かさ、親切さを損なうので、廃止は当然であります。そもそも、地方自治体本来の目的とはなじまないものであり、即刻やめるべきであります。

以上を申し上げ、私は町の財産、町民の福祉、暮らしを守る立場から、議案第25号に反対をするものであります。

○議長（柏村 栄君） ほかにございませんか。

4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 議案第25号 平成22年度矢吹町一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

平成22年度当初予算編成については、長引く厳しい社会経済情勢に直面する中、第5次まちづくり総合計画の実現により、住民福祉サービスの向上を目指すとともに、早期に財政基盤を再生するため、集中と選択による事業の実施と、内部管理経費の削減における行財政改革を推進した予算編成に努めており、昨年に引き続き矢吹中学校改築事業等の大規模な事業に備えるため、財政調整基金からの繰り上げをゼロとしたほか、補助金や未利用土地売り払い収入を見込むなど、財源確保に力を入れた内容となっており、評価すべきものであると

私は考えます。

また、子育て支援として乳幼児・児童医療費の無料化の対象年齢を小学校6年生まで拡大し、子育てをしやすい環境づくりに努めていることや、協働のまちづくりを推進するため、行政活動支援事業を創設し、地域の特性を生かした自主的事業を支援するものや、産業振興については、農工商連携による産業の活性化の拠点となる地域活性化支援センターの立ち上げなど、町民の暮らしに十分配慮した予算づくりとなっていることや、国の補正予算を活用した緊急経済対策など、平成22年度予算と一体化させ、予算に反映していること。さらに、財政3カ年計画について達成が見込める状況となり、今後の矢吹町の財政に明るい道筋を導いたことについても大いに評価をできることから、私は本案に賛成をするものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第18号 平成21年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号 平成21年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号 平成21年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号 平成21年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号 平成21年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号 平成21年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号 平成21年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号 平成22年度矢吹町一般会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〔「議長、7番」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 7番。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） ただいまの25号に対して、先ほど10番議員は13号に起立をしなかった。反対だと思ったんです。一般会計の予算にはこの13号のあれが入っていますので、片方で反対して、片方で賛成するのはおかしいと思います。これは議運を開いてください。

○議長（柏村 栄君） では、議会運営委員会を開くため、暫時休議いたします。

（午後 2時56分）

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

（午後 3時18分）

○議長（柏村 栄君） 議会運営委員長から報告を求めます。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） ただいま開催させていただきました議会運営委員会の協議の結果についてお知らせいたします。

会議が始まり、まず一番初めに、発言された大木議員のほうから発言の説明をしていただきました。その後、吉田委員のほうから、永沼議員から事情を聞いてきたということで説明がありました。その説明の中で、皆さんご承知のとおり、永沼議員はご不幸があり体調がすぐれていないということであり、整合性のとれない起立採決になってしまったというお話がありました。

その後、では一応、本人に確認させていただきましょうということで、永沼議員に議会運営委員会場に来ていただきまして、お話を伺いました。

吉田委員から説明のあったとおり、体調がすぐれずということになってしまって、申しわけありませんでしたという釈明の言葉がございました。

その後、永沼議員に退席していただき、皆さんで協議をした結果、釈明があり、そういう事情であればやむを得ないのではないかと。また、委員や事務局長のほうからも、これまでもたびたびそういう整合性のとれない議決結果が散見できたことがあるということでしたので、事情を考えて、釈明があったのですから、それでよろしいのではないかとというふうなことで、ここの委員長報告で釈明があったということとを述べることで報告とするということで決しましたので、報告させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） 以上で各常任委員会、特別委員会付託案件などの審議、採決はすべて終了いたしました。

◎選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（柏村 栄君） 日程第7、これより選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

事務局長に選任第1号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） ここで暫時休議いたします。

5分間。よろしく申し上げます。

（午後 3時21分）

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

（午後 3時27分）

○議長（柏村 栄君） 常任委員会の選任について、議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名をすることに決しました。

事務局長に委員名を朗読させます。

○事務局長（内藤正昭君） それでは、議員名を朗読させていただきます。

総務常任委員会。

1番 青 山 英 樹 議員	5番 藤 井 精 七 議員
10番 永 沼 義 和 議員	13番 根 本 信 雄 議員
14番 吉 田 伸 議員	16番 柏 村 栄 議員

文教厚生常任委員会。

3番 鈴 木 隆 司 議員	4番 鈴 木 一 夫 議員
9番 熊 田 宏 議員	11番 諸 根 重 男 議員
15番 栗 崎 千代松 議員	

産業建設常任委員会。

2番 竹 元 孝 夫 議員	6番 棚 木 良 一 議員
7番 大 木 義 正 議員	8番 角 田 秀 明 議員
12番 遠 藤 守 議員	

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） ただいま事務局長朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員、文教厚生常任委員会委員、産業建設常任委員会委員は、事務局長朗読のとおり決しました。

ただいま常任委員が選出されましたので、直ちに各委員会を開き、議会運営委員会委員及び議会広報編集委員会の委員、各2名ずつを選出させていただきます。

よろしくをお願いします。

ここで暫時休議いたします。

(午後 3時29分)

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

(午後 3時52分)

◎選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（柏村 栄君） 日程第8、これより選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

事務局長に選任第2号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

事務局長に委員名の朗読をさせます。

○事務局長（内藤正昭君） それでは、朗読いたします。

矢吹町議会運営委員会。

1番 青山 英樹 議員 4番 鈴木 一夫 議員

8番 角田 秀明 議員 9番 熊田 宏 議員

12番 遠藤 守 議員 14番 吉田 伸 議員

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） ただいま事務局長朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、事務局長朗読のとおり決しました。

◎選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任について

○議長（柏村 栄君） 日程第9、これより選任第3号 議会広報編集委員会委員の選任を行います。

事務局長に選任第3号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 議会広報編集委員会委員の選任については、議会広報の発行に関する規程第2条の規定により選出するものでありますが、議長において指名したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

事務局長に委員名の朗読をさせます。

事務局長。

○事務局長（内藤正昭君） それでは、委員名を朗読させていただきます。

矢吹町議会広報編集委員会。

5番 藤井 精七 議員	6番 棚木 良一 議員
7番 大木 義正 議員	9番 熊田 宏 議員
11番 諸根 重男 議員	13番 根本 信雄 議員

以上でございます。

(発言する者あり)

○事務局長（内藤正昭君） 失礼しました。ちょっと休議してください。申しわけありません。

○議長（柏村 栄君） 暫時休議いたします。

(午後 3時55分)

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

(午後 3時57分)

○議長（柏村 栄君） ただいま事務局長朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議会広報編集委員会委員は、事務局長朗読のとおり決しました。

なお、各常任委員会委員長及び副委員長の選任につきましては、任期開始後、直ちに各常任委員会を開催し、各常任委員会において選任することになります。

一応、予定は4月1日にやる予定でございます。

会期中に町長から追加議案、また議員から追加案件の提出がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会を開くため、暫時休議いたします。

(午後 3時58分)
